



宮 監 公 表 第 16 号
平 成 30 年 3 月 23 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一 郎
伊 地 知 義 友
日 高 あ き



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

教育委員会(企画総務課、学校施設課、学校教育課、教育情報研修センター、生涯学習課、保健給食課、文化財課)の平成28年度及び平成29年4月1日から10月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成30年1月17日から平成30年3月22日まで

4 監査の方法

教育委員会各課等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) 学校施設課、保健給食課及び文化財課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、企画総務課、学校教育課、教育情報研修センター及び生涯学習課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(企画総務課)

①平成29年度消耗品購入について、平成29年4月3日付副市長通知で「単価契約物品が存在するにもかかわらず類似品を契約業者以外から購入しないこと。」とされているにもかかわらず、単価契約物品であるクラフト封筒(キングコーポレーション:N3K85)を購入せず機能的に同等と考えられるクラフト封筒(高春堂:496)を購入していた。

単価契約:クラフト封筒(キングコーポレーション)

@226.80円/100枚(税込み)×3,000枚=6,804円

今回:クラフト封筒(高春堂)

@6,878円/1,000枚×1.08×3,000枚=22,284円

差額:15,480円

(学校教育課)

- ①平成 29 年度清武希望教室外壁改修工事に係る執行伺書の設計額及び予定価格書について、添付された設計書の設計金額 (386,000 円(税込み)) にさらに 1.08 を乗じた額 (416,880 円) が記載されていた。

(教育情報研修センター)

- ①平成 28 年度次世代型教育推進セミナーにかかる市外旅費について、指導主事は 4 級相当額により日当を算定すべきところ 6 級相当額により算定していた。(正: 2,200 円 誤: 2,600 円 戻入: 400 円)
- ②市外旅行に係る概算払い旅費について、航空機またはパック旅行を利用したときには支出の証拠書類として領収書を添付して精算すべきところ、領収書が添付されていないものがあつた(平成 28 年度 2 件、平成 29 年度 5 件)。領収証の金額を確認したところ、平成 29 年度のうち 2 件の戻入及び 1 件の追給が発生した。
- ・平成 29 年度全国教育研究所連盟総会・研究発表大会旅費 : 1,800 円戻入
 - ・第 67 回全国英語教育研究大会旅費 : 100 円戻入
 - ・平成 29 年度九州地区教育研究所連盟総会・研究発表大会旅費 : 7,820 円追給

(生涯学習課)

- ①平成 28 年度「高木兼寛顕彰事業」特別大使派遣に伴う旅費について、航空賃は路程に応じ旅客運賃等により支給すべきところ、対象外である国内航空機欠航保険・国内旅行保険(1,086 円)を含めて算定していた(3 件)。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(学校施設課)

- ①平成 28 年度修繕料について、年度内に所属長の下承を得たものの執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起案・決裁がないまま執行し、その後これらの書類を出納整理期間の 4 月に起票しているものがあつた(7 件)。
- 学校施設等に係る修繕の執行については、財務規則により「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりこれをしなければならない。」と規定されていることから規則に則った事務処理を行うとともに、児童・生徒の安全性や教育環境の確保の観点から緊急性があるものについては、実態に即した執行ができるよう関係部局と調整を図りながら緊急修繕に係る事務の執行手続きについて検討されたい。

(学校教育課)

- ①平成 28 年度及び平成 29 年度の田吉教室施設使用について、浜畑自治公民館建物使用貸借契約書第 4 条により賃借料は無料とし、貸借物件の維持管理に要する費用の使用相当(利用日数)分を負担すると規定しているものの、契約書に対象経費が明確になっていないため、花壇の花苗代、清掃に係る消耗品代及び噴霧器など直接の維持管理費以外の費用が含まれていた。
- 今後、疑義が生じないためにも、補助金と同様に、契約書において対象経費を明確にされたい。